

津山市立保育所・認定こども園
調理業務委託プロポーザル実施要領

津山市こども保健部

令和3年7月

1. 目的

この要領は津山市において実施している保育所・認定こども園給食を「安全」で「楽しく」「おいしい」給食として乳幼児に提供するため、民間活力による最新の知識と技術、さらには豊富な経験に基づく企画の提案を受け、市の選考基準により審査したうえで保育所・認定こども園給食の意義や役割を理解し、より安全でおいしい給食を提供することができる事業者の選定を行うことを目的とする。

2. 委託業務

(1) 事業名

津山市立保育所・認定こども園調理業務委託

(2) 履行施設

津山市立みどりの丘保育所（津山市大田 831-4） 定員 120 名

津山市立勝北風の子こども園（津山市新野東 600-1） 定員 230 名

委託にあたっては2施設を一括して1事業者に委託するものとするため、1施設のみ応募は認めないものとする。

(3) 委託内容

「津山市立保育所・認定こども園調理業務委託仕様書」（別紙1）のとおり

3. 選考方法

公募式プロポーザル方式

4. 委託期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

5. 委託料の上限額（5か年度分合計）

2施設を一括した金額

¥169,180,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上記の上限額に含まれる消費税はすべて10%とした見込みの委託料（5か年度分合計額）とする。

今後、消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合は、変更後の税率を適用した金額による契約とする。

見積書（様式5）には施設ごとの金額を記載し、総額と一致すること。

6. 応募資格条件

- (1) 本市が示す「津山市立保育所・認定こども園調理業務委託仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 令和3・4年度津山市物品・役務指名登録業者に登録されていること。
- (3) 委託をする2園と同規模の保育所・認定こども園（原則として公立）の給食施設で調理業務を受託し、1回以上更新された実績があること。ただし、令和3・4年度津山市物品・役務指名登録業者に市内事業者として登録されている事業者に関しては、上記の実績を問わないものとする。
- (4) 「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省作成）」及び文部科学省・厚生労働省が定める給食関係のマニュアルその他関係通知等に基づく保育所・認定こども園給食調理業務が可能であり、保育所・認定こども園ごとに栄養士または調理師の免許を有する従事者の配置が可能であること。
- (5) 過去3年間（平成30年7月～令和3年6月）に、保育所・認定こども園給食調理業務において食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (6) 食育に関する指導体制、職員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、職員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (7) 保育所・認定こども園における給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (8) 国税及び岡山県税、津山市税及び申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税を滞納している者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を受けていないこと。
- (11) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示第1号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名保留（以下「指名停止等」という。）の期間中でないこと。なお、公募開始の日から、結果通知の日までの間に上記に該当する場合は、参加資格を失うものとする。

7. 委託対象保育所等の現地確認及び見学

(1) 見学日

令和3年8月23日（月）

詳細な内容、日時等は見学希望者にこども保育課より連絡する。

(2) 留意事項

- ① 見学希望者は、令和3年8月18日（水）までにこども保育課幼児教育係（電話0868-32-7028）に連絡すること。
- ② 見学会参加者数は、各事業者3名までとする。
- ③ 施設内の見学に加え、検便済者のみクッキングシューズ、白衣、帽子を着用のうえ厨房内入室も可とする。ただし厨房内入室は各事業者1名とする。

8. 実施要領等に関する質問の受付・回答

本実施要領等の内容に関する質問については、次のとおり受付し、回答する。

(1) 質問の提出方法

質問事項等を記載した質問書（様式1）をこども保育課幼児教育係宛に、FAXにて提出すること。その際、担当者氏名及び電子メールアドレスを記載すること。FAX以外の方法による質問は受付しない。

(2) 提出期限

令和3年8月18日（水）午後5時まで（必着）

(3) 回答

令和3年8月25日（水）予定

(4) 提出場所

津山市こども保育課 FAX 0868-32-2161

(5) 質問及び回答の公開

本実施要領等に関する質問及び回答は津山市こども保健部こども保育課ホームページにて公開する。

なお、質問等の内容はプロポーザルの作成または提出ルールに関するものに限定することとし、それら以外のものについては回答しない。

9. 応募申請手続

応募者は、次により提出すること。

(1) 参加表明書（様式2）の提出期間

令和3年8月6日（金）～令和3年8月27日（金）

（受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで 土・日曜日・祝日を除く）

(2) 応募申請書（様式3）提出期間

令和3年9月3日（金）～令和3年9月15日（水）

（受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで 土・日曜日・祝日を除く）

(3) 提出書類

（別紙2）のとおり

(4) 企画提案書についての詳細内容

①書式

原則としてA4版用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。
ただし、記載内容に応じて任意の様式も可能とする。

②内容

選考にあたっては、津山市立保育所・認定こども園調理業務委託事業者選定基準（別紙3）に基づき選考することとなるので、選定基準の各項目、各視点に対する応募事業者の現況、計画、方針、考え方などを簡潔明瞭に記載すること。

③無効（失格）となる企画提案書

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの

④提出後の取り扱い

原則として、提案書受付後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

(5) 提出部数

参加表明に係る書類 各1部

応募申請に係る書類 各8部（正本1部・副本7部）

なお、副本には会社名等が想定できる記載はしないこと。

(6) 提出先

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

津山市役所 こども保健部こども保育課幼児教育係

(7) 提出方法

持参または郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。

なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(8) 参加辞退

応募申込後又は企画提案書提出後参加を辞退する場合は、令和3年9月15日（水）までに参加辞退届（様式6）により、辞退の旨をこども保育課幼児教育係あてに持参又は郵送すること。

10. 選考方法

公募型プロポーザル方式により選考する。

- (1) 委託先事業者は、「津山市立保育所・認定こども園調理業務委託事業者選定委員会」の審査に基づき、市長が決定する。
- (2) 審査方式は、書類審査と代表者のヒアリング審査（選定基準に関する提案

内容)とする。

- (3) 提案書提出者の中から、評価得点の高いものを選定する。応募が1事業者であった場合においても一定水準以上の評価を得た者は候補事業者となる。
- (4) 選考結果は、応募事業者すべてに通知する。
- (5) 審査の結果、適切な候補事業者がないときは、候補事業者なしとした上で再募集する場合がある。

1 1. ヒアリング審査

企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 実施日時及び場所
別途通知する。(10月5日(火)を予定)
- (2) 実施時間
40分程度

{	プレゼンテーション	30分以内(厳守)
		質疑応答10分程度
- (3) 出席者
事業責任者を含む3名までとする。
- (4) 準備物
機器を使用する場合は、応募事業者において準備すること。ただし、スクリーンは会場備え付けのものを使用することができる。(事前に申し出ること)
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングの順番
応募申請受付順とする。なお、辞退者が出た場合は、順次繰上げる等の方法により対処する。

1 2. 委託事業者特定までのスケジュール

- (1) 参加表明書の提出期間 令和3年 8月6日(金)～8月27日(金)
- (2) 応募申請書の提出期間 令和3年 9月3日(金)～9月15日(水)
- (3) ヒアリング審査 令和3年10月5日(火) 予定
- (4) 選定結果の通知(公表) 令和3年10月中旬頃

1 3. 実施要領等の公表

- (1) 公表方法
本件の業務委託に関する実施要領等の資料は、津山市こども保育課ホームページにおいて公表する。
- (2) 公表書類
 - ①実施要領
 - ②仕様書(別紙1)

③津山市立保育所・認定こども園調理業務委託事業者選定基準（別紙3）

14. 留意事項

- (1) 市が必要と認める場合は追加書類の提出を求めることがある。
- (2) 申請に関する必要な費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等のうち、採用をした提案の著作権は、本市に帰属する。
- (4) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提出されたすべての書類は、返却しない。また、提出された企画提案書等は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (6) 企画提案書等の作成のために本市が提示した資料は、本市の了解なく公表または使用することができない。
- (7) 委託事業者決定後、応募事業者名を公表する。
選考結果等について、選定されなかった事業者がその理由について説明を求めることができる期間は、選考結果の通知を受けてから7日以内とする。

15. 連絡先

津山市役所 こども保健部こども保育課幼児教育係
〒708-8501 岡山県津山市山北520番地
電 話 0868-32-7028
F A X 0868-32-2161